

開成町の自転車事故

平成22年に開成町では10件の自転車事故が発生していますが、そのすべてが交差点で発生していることが大きな特徴です。

【事故の形態】

信号が設置してある交差点を横断中に、右左折の自動車と接触する事故が全体の7割を占めています。

その他、信号機が設置されていない交差点での出会い頭の衝突事故も起きています。

【事故の発生場所】 県道78号線（通称18m道路）と県道720号線の2路線上の交差点での発生が全10件中、7件に及んでいます。

【歩行者と自動車】

歩道と車道の区別があると必ず定期点検を受けてください。

また、乗る前にはタイヤの空気圧やブレーキの効き具合などを確認し、異常があつたら自転車販売店などに修理を依頼しましょう。

また、無理な右左折をするかもしれません。

としても、また信号機が青色であったとしても、必ず周囲の様子を確認しましょう。

特に、右左折をしようとしている自動車がいたら要注意。ドライバーは自分の姿に気付いていないかもしれません。

6か月から1年に1回は、必ず定期点検を受けてください。

また、乗る前にはタイヤの空気圧やブレーキの効き具合などを確認し、異常があつたら自転車販売店などに修理を依頼しましょう。

あなたに払えますか？
数千万円もの賠償金…

自転車だから大丈夫。自転車だから、事故を起こしたとしても大事にはならない：。

そんな軽はずみな気持ちが死傷者を出す重大な交通事故につながります。

自転車も車両の仲間である以上、法律違反をして事故を起こすと、刑事上の責任が問われます。

また、相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

自転車の運転者が未成年者の場合の加害事故については、賠償責任が両親や保護者に及ぶこともあります。

○自転車を運転しながらの携帯電話の使用
○イヤホンなどで音楽を聴きながら自転車を運転する

○自転車も車両の仲間。安全に乗るために、日ごろの点検や定期的なメンテナンスが必要です。

必ず点検をしましょう

【事例】
●携帯電話に気を取られ、歩行者と接触！

【自転車に乗ってケータイ、音楽】も違反です！

「自転車に乗ってケータイ、音楽」も違反です！

5. 子どもはヘルメットを着用

平成20年6月の道路交通法改正により、幼児や児童が自転車に乗るときは、保護者はヘルメットをかぶらせることが努力義務となりました。子どもが自転車に乗るときや、子どもを補助いすなどに同じさせるとときは、安全確保のために、保護者が積極的にヘルメットを着用させましょう。

守っていますか？ 自転車の正しいルールとマナー

自転車は、とても便利で、環境にも優しい乗り物ですが、間違った乗り方や、ルールやマナーを無視した乗り方は、重大な交通事故につながることもあります。

自転車は、道路交通法では「車両」の中の「軽車両」として位置づけられています。
正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

問環境防災課 ☎ 84-0314

自分の身を守るためにも、必ず安全であることを十分に確認してから通行しましょう。

交通事故に遭わない、交通事故を起さないために、交差点では車道の左側に寄つて通行しなければなりません。

交通事故に遭わないために、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

歩道を走る場合は、すぐに停止できる速度で走らなければなりません。

自転車は、道路交通法上で「軽車両」として扱われます。つまり、自転車にも必ず守らなければならぬルールがあります。

一人一人が交通ルールとマナーを守らなければなりません。

自転車は、道路交通法上で「軽車両」として扱われます。つまり、自転車にも必ず守らなければならぬルールがあります。

者、身体が不自由な人など

の場合は、車道または交通の状況からみてやむを得ない場合。

2. 車道の左側を通行

自転車は車道の左側に寄つて通行しなければなりません。

右側通行は禁止されています。

歩道を走る場合は、すぐに停止できる速度で走らなければなりません。

歩道の通行を妨げる場合は、一時停止するか、自転車から降りて押して歩きましょう。

歩道と車道の区別があると歩道を通行することができます。

歩道を通行することができます。

歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

歩道を走る場合は、すぐに停止できる速度で走らなければなりません。

歩道の通行を妨げる場合は、一時停止するか、自転車から降りて押して歩きましょう。

歩道と車道の区別があると歩道を通行することができます。

歩道を走る場合は、すぐに停止できる速度で走らなければなりません。

歩道の通行を妨げる場合は、一時停止するか、自転車から降りて押して歩きましょう。

歩道と車道の区別があると歩道を通行することができます。

歩道を走る場合は、すぐに停止できる速度で走らなければなりません。

歩道の通行を妨げる場合は、一時停止するか、自転車から降りて押して歩きましょう。

歩道と車道の区別があると歩道を通行することができます。

歩道を走る場合は、すぐに停止できる速度で走らなければなりません。

歩道の通行を妨げる場合は、一時停止するか、自転車から降りて押して歩きましょう。

歩道と車道の区別があると歩道を通行することができます。

歩道を走る場合は、すぐに停止できる速度で走らなければなりません。

歩道の通行を妨げる場合は、一時停止するか、自転車から降りて押して歩きましょう。

「子ども自転車運転免許証」を交付

6月20日（月）、開成小学校・開成南小学校の4年生児童へ、町長から「子ども自転車運転免許証」が交付されました。

「子ども自転車運転免許証」の交付は、今年で5回目をむかえ、自転車に乗り始める小学生の年代から自転車の正しい乗り方やルール・マナーを徹底させることで、交通事故を防ぐことを目的としています。

免許講習は5月26日（木）に開催され、子どもたちは道路標識や自転車の交通ルールなどの学科テストと、校庭に作られた模擬コースで、松田警察署や県くらし安全指導員、町交通指導隊の指導を受けながらの実技テストを受けた結果、全員が合格となりました。



ることはできません。

ただし、「並進可」の道路標識がある道路では、2台までに限って並んで通行することができます。

2. 車道の左側を通行

自転車は車道の左側に寄つて通行しなければなりません。

右側通行は禁止されています。

歩道を走る場合は、すぐに停止できる速度で走らなければなりません。

歩道の通行を妨げる場合は、一時停止するか、自転車から降りて押して歩きましょう。

歩道と車道の区別があると歩道を通行することができます。

歩道を走る場合は、すぐに停止できる速度で走らなければなりません。

歩道の通行を妨げる場合は、一時停止するか、自転車から降りて押して歩きましょう。



「並進可」の標識

「無灯火」運転は道路交通法違反になるだけではなく、ほかの歩行者や自転車、車両の運転手などから自分の姿が見えないことがあります。大変危険です。必ず、ライトを点灯しましょう。

「無灯火」運転は道路交通法違反になるだけではなく、ほかの歩行者や自転車、車両の運転手などから自分の姿が見えないことがあります。大変危険です